

第二百四回国会 議院 運営委員会 議 録 第九号

令和三年二月十二日(金曜日)

午後五時三十分開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君

理事 松本 洋平君

理事 福田 達夫君

理事 小川 淳也君

理事 佐藤 英道君

高村 正大君

本田 太郎君

塩川 鉄也君

浅野 哲君

盛山 正仁君

井上 貴博君

井野 俊郎君

青柳陽一郎君

武部 新君

山内 康一君

藤田 文武君

大島 理森君

赤松 広隆君

西村 康稔君

岡田 憲治君

議長

副議長

国務大臣

事務総長

委員の異動

二月十二日

辞任

武内 則男君

遠藤 敬君

同日

辞任

山内 康一君

藤田 文武君

補欠選任

山内 康一君

藤田 文武君

同日

補欠選任

山内 康一君

藤田 文武君

本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。
この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について、西村国務大臣から報告を聴取いたします。西村国務大臣。
○西村国務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。
政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、蔓延防止等重点措置の創設などを含む新型コロナウイルス法等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、本年二月三日に成立いたしました。これにより、改正された法の施行日は二月十三日とされております。
改正法の施行を踏まえ、本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、蔓延防止等重点措置の創設等を受けた基本的対処方針の変更案について御了解をいただいたところであり、この後、政府対策本部を開催し、基本的対処方針を変更したいと考えております。

蔓延防止等重点措置は、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、全国的かつ急速な蔓延を防ぐことを目的としております。
蔓延防止等重点措置の実施に当たっては、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制、公衆衛生体制に支障が生じるおそれがあると認められる事態が発生していることを踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断いたしました。また、都道府県がステージ3相当の対策が必要

な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定区域において感染水準が高く又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合等においては、同様に判断してまいります。
さらに、蔓延防止等重点措置の終了に当たっては、都道府県の感染及び医療提供体制、公衆衛生体制の逼迫の状況を踏まえて、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断いたします。
蔓延防止等重点措置を実施すべき区域である重点措置区域においては、都道府県知事が定める期間、区域及び業態において、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底することとします。重点措置区域である都道府県においては、一定の業態に対する営業時間の短縮の要請、業種別ガイドラインの遵守の要請、営業時間の変更を要請した時間以降、当該業態に属する事業が行われている場所のみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと等の取組を行います。
政府は、地方創生臨時交付金に設けた協力要請推進枠により、営業時間短縮要請等に係る協力の金の支払いを行う都道府県を支援します。
なお、蔓延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、要請に十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めます。
罰則、過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用いたします。
以上、附帯決議を踏まえながら、蔓延防止等重点措置を有効に活用しつつ、国民の皆様への命と健

康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大防止を最優先に、取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
○高木委員長 ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井野俊郎君。
○井野委員 自由民主党の井野俊郎でございます。早速でございますけれども、先ほどの蔓延防止措置について質問をさせていただきます。
緊急事態宣言を受け、現下、足下の状況においては、コロナの陽性者数は減少傾向にあるものと考えております。しかしながら、残念ながら、医療提供体制は逼迫状況にあると言えま
この新型コロナウイルスについてでありますけれども、日本は、諸外国に比べて、致死率、死者数は共に比較的低い傾向といえますか、状況にあるのかなというふうに考えられますか。
こういった新型コロナウイルスとの戦いももうこれで一年になりますけれども、これまでの知見からしますと、高齢者であったり基礎疾患のある方が比較的重症化しやすいという知見も得られているというふうに考えられます。
他方で、若年者、若しくは基礎疾患のない健康な方については、比較的軽微な状態であり、それほど医療提供を必要といたしませんか、そういう意味では、それほど、必要ないとは言いませんけれども、ある程度、重症化しやすい、リスクの高い方を重点的に我々は医療提供をしていかなければならないのではないかというふうに考えられるところでございます。

更なるバックアップをよろしくお願いしたいと思
います。

それから、最後に一問だけ。
大阪では、休業要請時に支援金、協力を金をお配
りしている、この六万円、四万円というのがあ
るんですけども、六万円なり四万円であったとし
ても、この不公平感、規模の大小によってあると
いうのは、これはずっと国会でも取り上げられ
てきました。

なので、大阪では、家賃見合いで少し増し
て補助したいという意向が今示されているわけ
でありますけれども、この場合、やはり財源のとこ
ろが問題になってきます。これは、国のバック
アップや財政の支援、是非ともプラスアルファで
やっていたらいいと思いますが、この支援の在
り方について御見解をいただけたらと思いま
す。

○西村国務大臣 ます、今、一日最大六万円、月
額換算で最大百八十万円の協力を、それを国が八
割バックアップをして行っているところでありま
すけれども、この六万円も、実は都道府県の判断
で、規模が小さなところは三万円にするとか四万
円にするとか、いろいろ可能なんです、やはり
執行の迅速性ということも考えて、どこの都道府
県も一律で六万円ということで行われておりま
す。

その上で、一兆円の地方創生臨時交付金を配分
させていたおきです、これを是非うまく
活用していただいて、これは感染状況も加味し
て、大阪府、大阪市、それぞれ、そして市町村に
も配分させていただいていきますので、うまく活用
していただければというふうに考えております。
その上で、さらに、まさに経営への影響の度合
い、公平性、円滑な執行、これも含めて、引き続
き、私どもも検討を重ねていきたいというふう
に考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。終わら
す。

○高木委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

第一類第十六号 議院運営委員会議録第九号

よろしくお願いいたします。

私も、これまで指摘のありました事業者の支援
について今日は集中して質問をさせていただき
たいと思っております。
まず、先日、九日に閣議決定された法令を見ま
すと、蔓延防止等重点措置の適用要件、あるいは
事業者へ要請できる措置の内容を見てみますと、
都道府県独自で緊急事態宣言を出している地域に
おいて、既に同様な取組が第二十四条の規定の範
囲内で行われているというふうに認識をしており
ます。

こうした背景から、蔓延防止等重点措置が適用
になったから何らかの追加的な支援というふう
なることに対して、多少不公平感の声が上が
るのではないかと懸念をしております。
そこで、最初の質問ですけれども、今回の法改
正で新たに定められた事業者への支援に関する規
定、第六十三条の二がござりますが、ここには、
蔓延の防止に関する影響を緩和し、そして、国民
生活、国民経済の安定を図ることが目的とされて
います。

この考え方に基けば、影響を緩和するわけ
ですから、事業者が受けた影響がある程度同様
であれば、どの措置が適用になっていたとしても同
じような支援を行うべきではないか、そのように考
えるわけですが、政府の見解をまず伺いた
いと思っております。
まとめて質問してしましますが、二問目は、先
日の十日の予算委員会の中で、西村大臣御自身
が、蔓延防止等重点措置の影響を受ける事業者へ
の支援について、経営への影響の度合いが異なる
ことに言及をした上で、適切に対処をしたい、対
応したい、そんな御答弁をされておりました。こ
の発言の趣旨というのは、同措置によって事業者
が受けた影響の度合いに応じた支援を行う意思は
政府にはあるというふうに理解をしようか、これ
が二問目の質問になります。

続いて、三問目になりますが、私たち国民民主
党は、これまでも、玉木代表を始め、アメリカ力
が

既に行っているPPP、ペイチェック、プロテ
クション、プログラムのような制度を日本でも導入
すべきではないかというふうに主張してまいり
ました。

先日、大臣の答弁の中で、検討はしているとい
うことだったんですが、雇用を守ることに
関しては雇用調整助成金があります。ただ、今事業者が
求めているのは、当面の運転資金を確保しつつ、
次の、アフターコロナに備えた業態転換、事業改
革を行う体力、一時的な体力が欲しいという方々
も大変多くいらっしゃると思います。是非とも検討
いただきたい。これはお願いでございますが、これ
が三問目です。

最後、四問目になりますが、今回、一時金制度
についても検討がされております。ただ、現状、
政府からの発表内容を見ますと、緊急事態措置の
影響を受けた事業者若しくはそれによって外出自
粛の影響を受けた事業者というのが対象になって
おりますが、是非ここにも蔓延防止等重点措置の要
請を受けた事業者も対象に加えていただきたい。
これが今、現場から強く出ている声だと我々は
思っておりますので、是非、この四問に御答弁を
お願いいたします。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。
まず、事業者への支援、具体的な支援措置につ
きましては、その時々、感染状況、蔓延状況、ある
いは、社会あるいは経済情勢によっても随時変
わってくるものというふうに思っております。ま
た、都道府県知事から要請される措置内容、それ
にもよってくるんだらうというふうに思っており
ます。

いずれにしましても、時間短縮要請その内容
とか、あるいは御指摘ありました経営への影響の
度合い、これをしっかりと勘案して、そして、これ
も御指摘いただきました公平性の観点、それと併
せて円滑な執行の観点、こうしたことも配慮しな
がら、要請に十分な理解をいただけるような必要
な支援策を講じていきたいというふうに考えてお
ります。

最後に、アメリカのPPPであります。私
どもも研究を重ねております。その中で、課題とし
ては、審査を物すごく簡素化してありますので、四
千億円以上の不正受給があったり、あるいは、対
象期間中に従業員の方を一旦解雇して、申請時に
人数をまた戻すといったようなことも行われてい
るようでありまして、複数の経済学者の研究で
は、雇用維持の効果が限定的ではないかというこ
とも指摘をされております。それと、御指摘あり
ましたように、雇調金、私どもはありますので、
これとの調整をどうしていくのか。

こういったことも含めて、私ども、実は昨年も
仕組みを検討したことはあります。ただ、当時、
日本政策金融公庫を使っていたんですが、当
時もう無利子無担保の手いっぱいになって、と
ても追加的なことができないということもござ
いました。

御指摘の、資金繰りについては、四千万円ま
での上限を六千万円まで引き上げたところであり
ますし、引き続き支援をしっかりと行っていきたい
と考えておりますが、いずれにしましても、このア
メリカの仕組みであるとかドイツなど、ほかの
国々の仕組みもしっかりと研究をして、事業者向け
の支援策、先ほど申し上げたような必要な支援策
となるよう、影響の度合いなども勘案しながら、
公平性の観点も入れながら、引き続き不断の検討
を進めたいというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。
○高木委員長 これにて発言は終わりました。
本日は、これにて散会いたします。
午後六時九分散会